第1 調査の概要

1 調査の目的

東京都内における高齢者の生活実態を明らかにし、高齢者福祉施策推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象

東京都内に居住する調査基準日現在 65 歳以上の在宅の高齢者を対象とし、住民基本台帳から無作為に抽出した 6,000 人を客体とする。

3 調査の基準日

令和2年10月14日 (調査期間 令和2年10月14日から同年11月2日まで)

4 調査事項

(1) 基本事項

(8) 生きがい

(2) 健康

(9) 心配ごとや悩みごと

(3) 医療

(10) 社会参加

(4) 介護サービス・介護予防など

(11) 就労

(5) 認知症

(12) 経済状況

(6) 住まい

(13) 災害関係

(7) コミュニケーション

(14) 行政への要望

5 調査方法

郵送による自計式調査

※前回(平成27年度)までの調査は、調査員による訪問面接聞き取り調査で実施。

6 調査の機構

(1) 福祉保健局長

管下の職員を指揮監督し、調査の企画、実施及び結果の公表を行う。

(2)調査員

福祉保健局統計調査員設置要綱に基づき、知事が任命する。

7 根拠規程

- (1) 東京都統計調査条例(昭和32年東京都条例第15号)
- (2) 東京都統計調査条例施行規則(平成2年東京都規則第213号)
- (3) 東京都統計調査条例に基づく都指定統計調査の指定等に関する規則(平成3年東京 都規則第25号)
- (4) 東京都福祉保健基礎調査要綱(平成20年4月1日)

8 調査検討会の設置

調査の実施にあたっては、令和2年4月に学識経験者及び都関係各部職員からなる検討会を設置し、調査票の設計、結果の分析等について検討を行った。

令和2年度 東京都福祉保健基礎調査檢討委員

学識経験者

小 林 良 二 東京都立大学名誉教授

内 藤 佳津雄 日本大学文理学部心理学科教授

山 田 雅 子 聖路加国際大学大学院看護学研究科教授

行政関係者

東京都福祉保健局高齢社会対策部計画課長

東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課長

東京都福祉保健局医療政策部地域医療担当課長

東京都福祉保健局保健政策部健康推進課長

東京都福祉保健局総務部情報化推進担当課長【事務局】

※敬称略

9 集計の対象

(1)回答状況

調査の客体	集計対象	調査不能				
	(回収率)		未返送	転出	拒否	その他
6,000 人	4,711 人	1,289 人	1,101人	48 人	43 人	97 人
	(78.5%)	(21.5%)	(18.4%)	(0.8%)	(0.7%)	(1.6%)

(2)回答者内訳

		th and			
回答者総数	本 人	代理の方		その他	回答者不明
			家族・親族	(ホームヘルパー	
				など)	
4,711 人	3,904 人	302 人	293 人	9人	505 人
	(82.9%)	(5.1%)	(4.9%)	(0.1%)	(10.7%)

10 調査報告書の構成

「第1章 調査対象者の基本的属性」から「第10章 東京都への要望等」までは、調査対象の「全数」4,711人について調査項目ごとに分析した。

「第 11 章 ひとりぐらし高齢者(単身世帯)の生活実態」では、1,047人のひとりぐらし高齢者について、「第 12 章 高齢者夫婦のみの世帯の生活実態」では、1,480人の高齢者夫婦のみの世帯について、それぞれ分析した。

11 利用上の注意

- (1) 前回(平成27年度)までの調査は全て調査員による訪問面接聞き取り調査(面接他計式)で実施していたが、令和2年度調査は郵送による自計式へと調査方法を変更した。 そのため、令和2年度と平成27年度以前の調査結果を比較する場合には、無回答を含めた各項目の割合の変化に注意が必要である。
- (2) 比率の単位は「%」、実数の単位は「世帯」又は「人」である。
- (3) 比率は小数点以下第2位を四捨五入してあるため、内訳の計と合計は必ずしも一致しない。
- (4) 統計表中、用いた符号は次のとおりとする。
 - 「0.0」…表章単位に満たないもの
 - 「一」 …皆無又は該当数値のないもの
 - 「*」 …該当数値が不詳又は不明なもの
- (5) 表側では、「その他」等の母数の少ないデータは一部省略したものもある。
- (6) 本文中の「高齢者」とは、65歳以上を指す。
- (7) 本文中の「前期高齢者」とは65~74歳、「後期高齢者」とは75歳以上を指す。
- (8) 文の表中の数値に付けた下線は記述に関連することを示す。
- (9)「平成27年度調査」とは、「平成27年度 東京都福祉保健基礎調査(高齢者の生活実態)」をいう。
- (10)「結果の概要」中、調査票の回答肢を引用する際、紙面の関係上、付属資料の表記省略 一覧表 (291 頁) のように省略した。

12 結果の公表

公表している資料は下表のとおり。本報告書は、確定報告の記述編である。

		速報		確定報告	
区	分	概要版	概要版 記述編		統計編
内	容	単純集計	記述編の概要	分析、グラフ、クロス表	クロス表
時	期	令和3年3月	令和3年10月		令和3年12月
方 法		プレス発表、	プレス発表、報告書の刊行、		報告書の刊行、
方法	ホームページ掲載	ホームペー	ホームページ掲載		

ホームページ掲載場所

東京都ホームページ ⇒ 各局のページ ⇒ 福祉保健局 ⇒ 調査・統計 ⇒ 東京都福祉保健基礎調査

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/chosa_tokei/zenbun/index.html

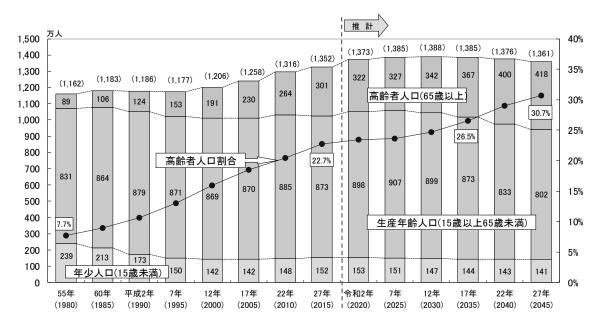
【参考】東京の高齢化の状況

I 高齢化の進行

都内の65歳以上の高齢者は、令和3年(2021年)1月1日現在、約314万人であり、高齢者が総人口に占める割合(高齢者人口割合)は22.7%となっている。(東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口(令和3年1月1日)」)

高齢者人口が増加する一方で、東京都の総人口は、令和12年(2030年)から令和17年(2035年)までの間に減少に転ずる見込みであることから、高齢者人口割合は今後も上昇を続け、令和17年(2035年)には26.5%、令和27年(2045年)には30.7%に達すると見込まれている。(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月)」)

図 I 東京都人口

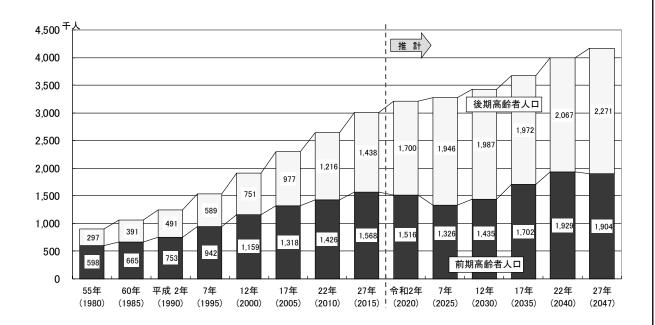


- (注1)()内は総人口。
- (注2) 平成27年までは国勢調査によるため、総人口に年齢「不詳」を含む。
- (注3) 1万人未満を四捨五入しているため、内訳の合計値と一致しない場合がある。
- (注4) 昭和55年から平成27年までの高齢者人口割合は、分母から不詳を除いて算出している。
- (資料) 総務省「国勢調査」[昭和 55 年から平成 27 年] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成 30 年 3 月) [令和 2 年から令和 27 年まで]

Ⅱ 後期高齢者人口の増加

高齢者人口の推移を、前期高齢者(65~74歳)と後期高齢者(75歳以上)に分けてみると、平成27年(2015年)までは前期高齢者、後期高齢者ともに増加していくが、平成27年(2015年)から令和2年(2020年)までの間に、後期高齢者の数が前期高齢者の数を上回り、増加する高齢者数の中で後期高齢者の占める割合は、一層大きなものになるとみられている。(図 Π)

図Ⅱ 東京都の高齢者人口の推移



(資料) 総務省「国勢調査」[昭和 55 年から平成 27 年まで] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成 30 年 3 月)[平成 27 年から令和 27 年まで]